

.....

STARFLYER PREMIUM CARD特約

.....

第1条（名称）

STARFLYER PREMIUM CARD（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と、株式会社スターフライヤー（以下「SFJ」といいます。）が提携して当社が発行するカードで、SFJが運営する員制プログラムSTARLINK（以下「SLK」といいます。）、並びにSLK会員カード（SLK会員規約に定義される会員カード）機能及びVISAカードまたはMastercard機能を有します。

第2条（会員）

会員とは、SLK会員資格を有する方で、本特約並びにSTARポイント利用規約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、SFJ及び当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

第3条（年会費）

1. 本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、入会初年度は無料とし、次年度より毎年当社所定の時期に当社所定の年会費を支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、前年度の会員のカードショッピングのご利用金額合計が10万円以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。（なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず、次年度の利用と判定される場合があります。）
3. 次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第4条（SLKの利用）

1. 会員のS L K利用条件は、S F Jが定めるS L K会員規約に従うものとします。
2. 会員がS K L会員資格又は本カード会員資格のいずれかを喪失した場合、その他S F J又は当社が相当と判断した場合、当社並びにS F Jは、当該会員の本カードに係るS L K会員資格・権利等を停止又は喪失その他所定の措置をとることができるものとします。
3. 当社が本カードを利用停止又は本カードの会員資格を喪失させた場合であっても、当該会員がS F J所定の方法によりS L Kの継続利用を申し出て、S F Jが適当と認めた場合、S L K会員資格は喪失しないものとします。
4. 会員が本条第2項及び第3項に該当し、S L K会員資格・権利等を喪失した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第5条（適用）

本特約並びにS T A Rポイント利用規約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、重複する規定については本特約並びにS T A Rポイント利用規約が優先されます。